

第2期
放課後子どもたまたむらプラン行動計画

令和3年3月

玉村町

目次

1 計画策定の背景・趣旨	1
2 町の現状	3
3 計画の目標と具体的方策	6

1 計画策定の背景・趣旨

本計画は、平成30年1月に策定した「(第1期)放課後子どもたまむらプラン行動計画」について、令和2年3月に策定した「第2期 玉村町子ども・子育て支援事業計画」に基づく修正を行い、引き続き放課後児童クラブの必要量を超える提供可能量を確保することにより、待機児童を発生させないようにするとともに、より安全で快適な環境を提供するための検討及び計画的な整備等を行うために策定するものです。

(1) 国の動向

近年、核家族化や少子高齢化が加速し、子どもの人口が減少していますが、働く母親の増加により保育ニーズは年々高まっています。そのため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要であり、共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という問題に直面する、いわゆる「小1の壁」が課題となっています。

また、全ての児童の豊かな人間性を育むためには、放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要です。

このような状況を踏まえ国では、平成30年9月に「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉、教育分野における政策の動向も踏まえ「新・放課後子ども総合プラン」を文部科学省及び厚生労働省の連携のもと策定し、下記の目標が掲げられました。

- ① 放課後児童クラブについて、2021（令和3）年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後も2023（令和5）年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、引き続き約1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ④ 放課後児童クラブは、「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

○ 新・放課後子ども総合プランの目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての小学生を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」の計画的な整備等を進めることを目的としています。

ア 「放課後児童クラブ」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や土曜日、長期休業日に施設を利用して適切な遊びや学習、生活の場を提供するものです。（厚生労働省所管）

イ 「放課後子供教室」とは、全ての小学生を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域住民等の参画を得て、放課後等に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施するものです。（文部科学省所管）

ウ 「一体型」とは、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一の小学校内等の活動場所（隣接あるいは通りを挟んだ向かい側等を含む）において実施し、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。

エ 「連携型」とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。

(2) 計画期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した「第2期 玉村町子ども・子育て支援事業計画」と同様に、計画の期間を令和2年度から6年度までの5年間とし、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみを策定します。また、状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

1-1 計画の期間

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
玉村町総合計画		第5次玉村町総合計画後期基本計画					第6次玉村町総合計画 令和14年度までの12年間				
玉村町子ども・子育て支援事業計画	第1期		中間見直し	第2期 令和6年度までの5年間							
放課後子ども総合プラン(国)						新プラン 令和6年度までの5年間					
放課後子どもたまむらプラン行動計画			第1期			第2期					

2 町の現状

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、放課後等に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、適切な遊びや学習、生活の場を提供するものです。現在、本町では、小学校区ごとに児童館に併設した公設公営の3施設、小学校の余裕教室や公有建物を利用した公設民営の3施設、民間の保育所に併設した民設民営の1施設の計7施設があります。

放課後児童クラブ一覧

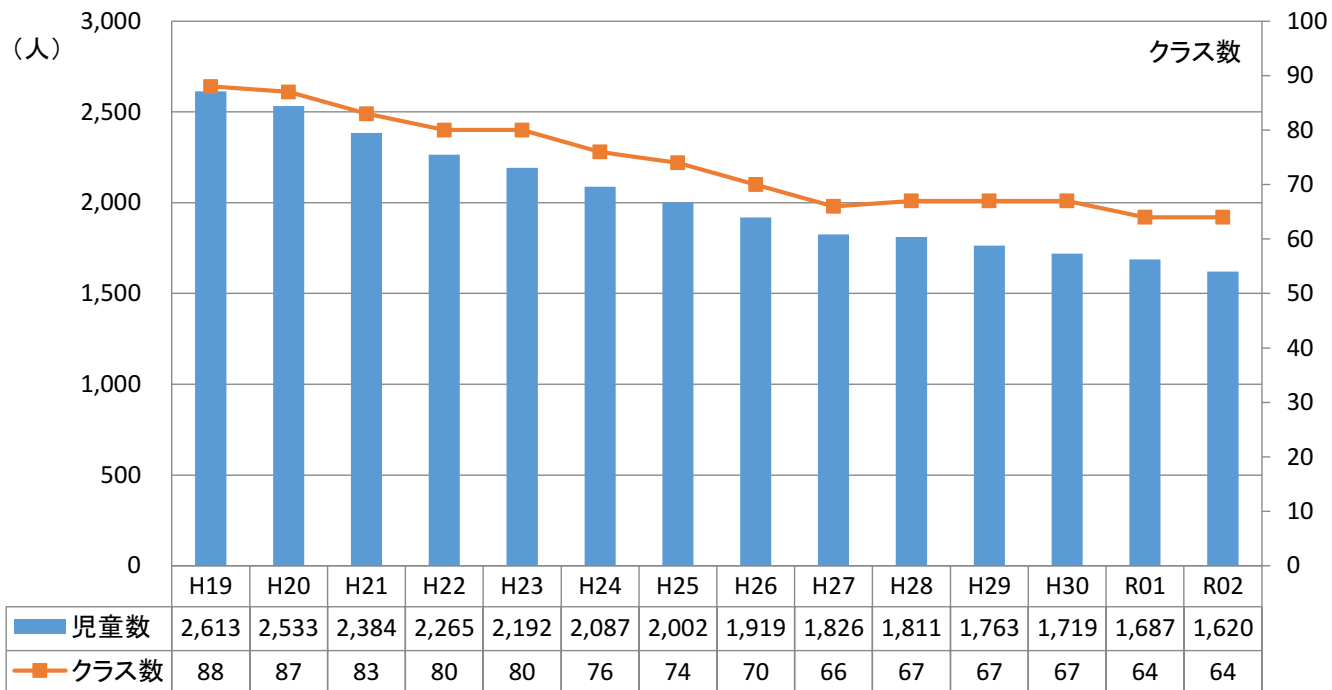
	クラブ名	小学校区	利用時間	対象児童
1	玉村小学校 放課後児童クラブ	玉村小学校	・平日 放課後～18：00 (延長利用 18：30まで) ・土曜日 8：30～17：30 ・長期休み 7：45～18：00 (延長利用 18：30まで) ※日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は休み	1～6年生
2	放課後児童クラブ スマイル	玉村小学校 (定員に達しない場合は、他の小学校区の受入れ可)		
3	芝根小学校 放課後児童クラブ	芝根小学校		
4	上陽児童館 放課後児童クラブ	上陽小学校		
5	中央児童館 放課後児童クラブ	中央小学校		
6	南児童館 放課後児童クラブ	南小学校		
7	がんばりっこクラブにしきの	全小学校 (中央小学校優先)	・平日 放課後～19：00 ・土曜日 7：00～19：00 ・長期休み 7：00～19：00 ※日曜日・祝日(応相談)、年末年始(12月29日から1月3日)は休み	

【参考】 小学校児童数と放課後児童クラブ利用者数の推移

① 小学校児童数とクラス数の推移

少子化傾向のため小学校児童数、クラス数ともに年々減少しています。

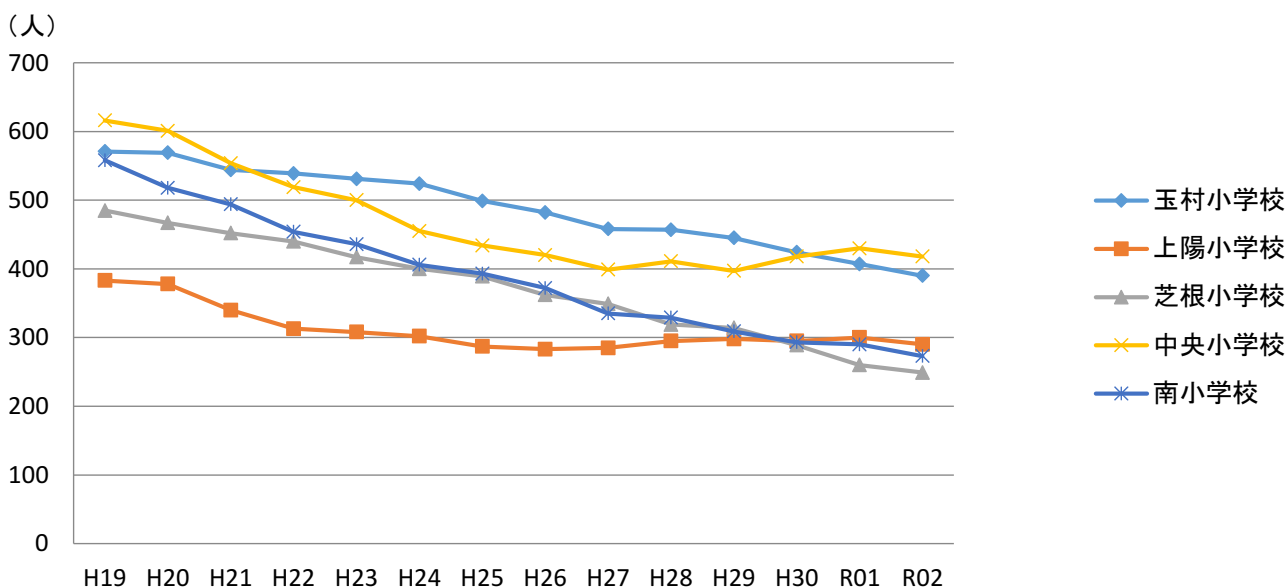
2-1 小学校児童数とクラス数の推移 【n. 5. 1】



② 学校別児童数の推移

上陽小学校と中央小学校を除く3つの小学校の児童数は年々減少しています。特に南小学校、芝根小学校において減少傾向が顕著です。中央小学校では平成30年から増加傾向がみられます。

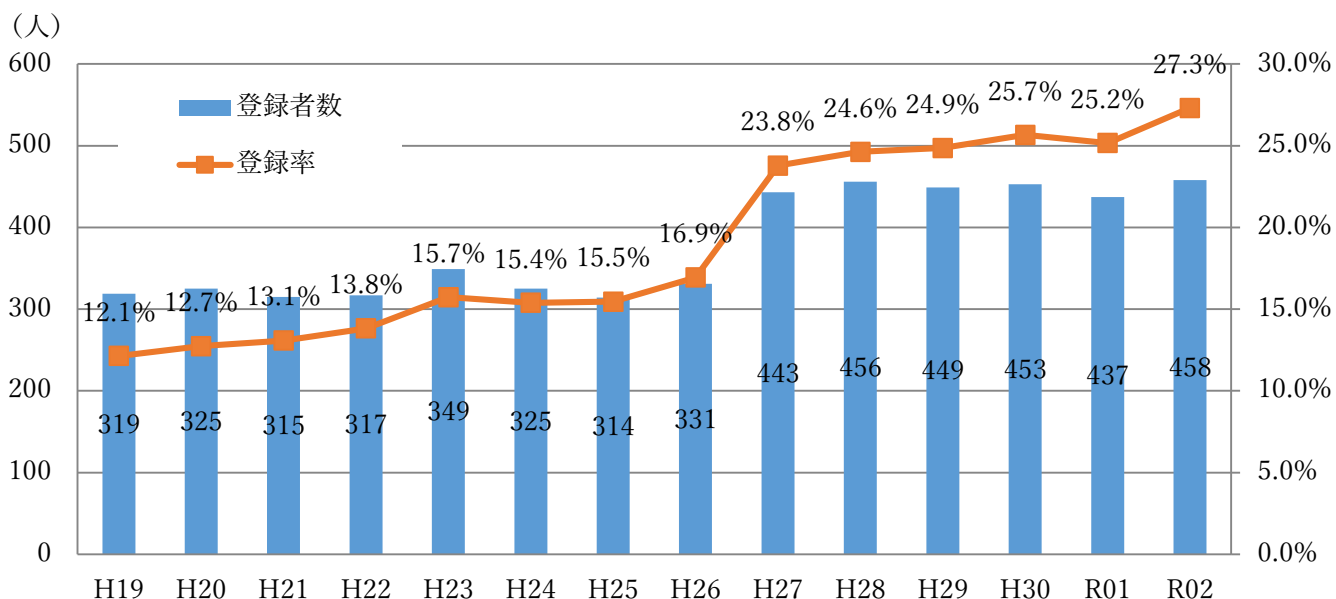
2-2 学校別児童数の推移 【n. 5. 1】



③ 放課後児童クラブの登録者数と登録率の推移

本町では、「放課後児童クラブ」（対象：小学1～3年生）を併設した児童館を平成6年度から各小学校区に順次配置して、放課後児童対策を行ってきました。平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度により、高学年の児童（4～6年生）もクラブの利用が可能となり登録者数が急増しました。小学校の児童数は減少していますが、登録者数が横ばいのため、登録率は微増となっています。

2-3 放課後児童クラブの登録者数と登録率の推移 【n.5.1】



(2) 放課後子供教室の状況

放課後子供教室は、放課後等に全ての小学生を対象として、地域住民等の参画を得て、学習や体験、交流活動などの取り組みを実施するものです。現在、本町では実施されていません。

3 計画の目標と具体的方策

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び令和6年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、全ての小学校区で実施されています。令和2年3月に策定した「第2期 玉村町子ども・子育て支援事業計画」において、児童数の年度別見込量の推計を行いました。令和6年度までに達成されるべき目標事業量は「3-1 年度別見込量と提供可能量」のとおりです。各年度とも、①量の見込みを②提供可能量が上回っています。

3-1 年度別見込量と提供可能量

【n. 5. 1】

量の見込み(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(必要量)	458	460	423	449	445
1年生	122	146	137	145	144
2年生	143	108	125	132	131
3年生	116	112	96	102	101
4年生	61	75	54	58	57
5年生	11	16	11	12	12
6年生	5	3	0	0	0
定員	526	526	526	526	526
②提供可能量(最大受入量)	560	560	560	560	560
①/②×100	82%	82%	76%	80%	79%

※令和2年は実績。3年以降は推計(令和3年は、令和3年3月時点の申込実績)

「3-2 各放課後児童クラブの利用実績と今後の推計」は、年によって多少の増減があるものの、提供可能量以内の推移となっています。

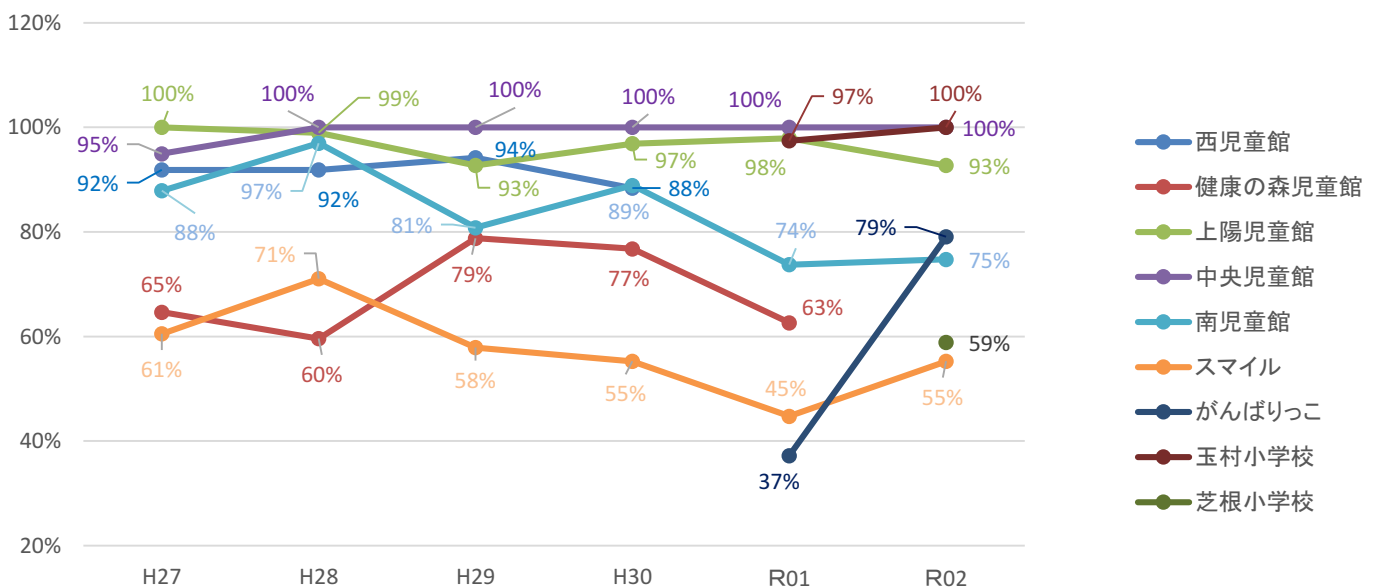
なお、中央小学校区については、今後、文化センター周辺開発事業により児童数が増加する見込みがあるため、推計を上回り提供可能量を超える場合には、放課後児童クラブ スマイル（玉村小学校区）等での受け入れやクラブの新設又は移転を検討します。

3-2 各放課後児童クラブの利用実績と今後の推計 【n. 5. 1】

小学校区	放課後児童クラブ名	定員 ()は提供 可能量	利用実績と推計 ※				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
玉村	放課後児童クラブ スマイル	38	21	16	14	18	17
	玉村小学校	78	78	78	78	78	78
	計	116	99	94	92	96	95
	提供可能量との差		17	22	24	20	21
芝根	芝根小学校	100(107)	63	58	50	55	52
	提供可能量との差		44	49	57	52	55
上陽	上陽児童館	90(96)	89	93	76	81	81
	提供可能量との差		7	3	20	15	15
中央	中央児童館	90(99)	99	99	99	99	99
	がんばりっこクラブにしきの (全小学校区受入可)	40(43)	34	41	38	40	38
	計	130(142)	133	140	137	139	137
	提供可能量との差		9	2	5	3	5
南	南児童館	90(99)	74	75	68	78	80
	提供可能量との差		25	24	31	21	19

※令和2年は実績。3年以降は推計(令和3年は、令和3年3月時点の申込実績)

【参考】 3-3 各放課後児童クラブの提供可能量に対する登録率 【n. 5. 1】



(2) 放課後児童クラブの令和6年度までの整備計画

放課後児童クラブの整備計画は、上位計画である「玉村町総合計画」や「玉村町子ども・子育て支援事業計画」の見直し、町の状況の変化等により随時見直しを行うこととします。なお、詳細な計画は、「3-4 工程表」のとおりです。

3-4 工程表

小学校区 (余裕教室数 ※2)	公民の別	施設名 (定員)	工 程					備考
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
玉村小学校 (26-17=9)	公立	西児童館	児童館					
	公設 民営	【R1新設】 玉村小学校 放課後児童クラブ(78)	余裕教室等へ					
	公設 民営	放課後児童クラブ スマイル (38)	放課後クラブ					定員に達しない場合は、他の小学校区への受入れ可
芝根小学校 (20-13=7)	公立	健康の森児童館	児童館					
	公設 民営	【R2新設】 芝根小学校 放課後児童クラブ(100)	余裕教室等へ					
上陽小学校 (15-15=0)	公立	上陽児童館 (90)	児童館+放課後クラブ					
中央小学校 (21-18=3)	公立	中央児童館 (90)	児童館+放課後クラブ 分割後 → 存続					
		【新設:時期は未定】 中央小学校 放課後児童クラブ				分割 新設工事	【文化センター周辺分譲の児童増の状況により、学校敷地内等(※1)へ新設を検討。時期は未定】	
	民間	【R1新設】 がんばりっこクラブ にしきの(40)	にしきの保育園内					全小学校区への受入れ可 (中央小学校優先)
南小学校 (21-14=7)	公立	南児童館 (90)	児童館+放課後クラブ					【学校敷地内等(※1)への移転を検討】

※1 学校敷地内等：学校敷地内独立施設、余裕教室、学校施設内スペース等

※2 余裕教室数は令和3年の見込み

(3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標量、放課後子供教室の令和6年度までの実施計画、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

現在、本町では学校支援センター及び学習支援事業で放課後学習支援と体験学習等を行っています。放課後子供教室については、生涯学習課にて引き続き実施に向けて検討を行います。

(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策、実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

余裕教室等のある小学校については、学校教育課・生涯学習課・学校（教育委員会）及び子ども育成課（福祉部局）等で構成する検討委員会を設置し、活用の検討を行います。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブの入所時に、保護者等から配慮が必要な内容の報告を受けた場合等には、支援員及び補助員でその情報を共有し、状況に応じて補助員を加配するなど、きめ細やかな対応を行います。

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在、全ての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施しています。引き続き、地域の実情に応じた開所時間の延長の実施及び検討を行います。

(7) 各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、基本的な生活習慣や異年齢児童等との関わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であるため、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等の向上を図ります。

(8) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

支援員、補助員は利用児童の保護者等に対し、日頃から良好なコミュニケーションを図り、放課後児童クラブだより等を活用し、利用者や地域住民への周知を図ります。